



平成16年度

情報公開制度及び個人情報保護制度 の実施状況

越谷市総務部情報公開室

目

次

第1 情報公開制度の実施状況

1 公開請求の件数及び処理状況	1
2 非公開決定等の理由	3
3 公開請求の処理状況	4
【参考】 公開請求の内容別件数	2 6

第2 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報取扱事務の状況	2 8
2 個人情報の目的外利用等の状況	3 1
3 個人情報開示・訂正等請求の件数及び処理状況	3 3
4 不開示決定等の理由	3 5
5 開示請求の処理状況	3 5

第3 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会	3 8
2 不服申立ての状況	3 8
3 審査会の開催状況	3 8

第4 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審議会	3 9
2 審議会の開催状況	3 9
3 審議会答申	4 1

資料

越谷市情報公開条例	5 3
越谷市個人情報保護条例	6 2

第1 情報公開制度の実施状況

1 公開請求の件数及び処理状況

越谷市情報公開条例に基づく平成16年度の請求件数は33件（平成15年度は44件）で、公開請求の対象となった公文書数は560文書（平成15年度は130文書）でした。なお、実施機関別の請求件数及び処理状況は表1のとおりで、部分公開を含めた公開率は86.0%（平成15年度は81.6%）となっています。

また、請求者の区分別件数は表2、課別の処理状況は表3のとおりです。

表1 実施機関別請求件数及び処理状況

（ ）内は平成15年度

実 施 機 関	請 求 件 数	処 理 状 況				
		公 開	部分公開	非公開	取下げ	合 計
市 長	27	13	17	6	2	38
	(41)	(12)	(25)	(9)	(1)	(47)
教 育 委 員 会	3	2	2	0	0	4
	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)
選挙管理委員会	1	0	1	0	0	1
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)
議 会	2	2	0	0	0	2
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合 計	33	17	20	6	2	45
	(44)	(12)	(28)	(9)	(1)	(50)

※ 1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理状況の合計は一致しないことがあります。

表 2 請求者の区分別件数

() 内は平成 15 年度

請 求 者 の 区 分	件 数
市内に住所を有する者	22 (24)
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	3 (2)
市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	0 (0)
市内に存する学校に在学する者	0 (0)
公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの	0 (6)
その他	8 (12)

表 3 課別処理状況

課 名		処 理 状 況				
		公 開	部分公開	非公開	取下げ	合 計
市 長	人事課	0	2	0	0	2
	契約課	1	0	0	0	1
	市民課	0	1	0	0	1
	環境資源課	2	1	0	0	3
	環境保全課	4	2	0	1	7
	農政課	0	1	0	0	1
	建設総務課	0	1	2	0	3
	道路街路課	2	2	1	0	5
	下水道課	0	0	0	1	1
	開発指導課	2	3	1	0	6
	建築住宅課	1	1	1	0	3
	市立病院庶務課	1	3	1	0	5
小 計		13	17	6	2	38

教 育 委 員 会	総務課	0	1	0	0	1
	学校課	1	0	0	0	1
	給食課	1	1	0	0	2
小 計		2	2	0	0	4
選 挙 管 理 委 員 会		0	1	0	0	1
議 会		2	0	0	0	2
合 計		1 7	2 0	6	2	4 5

2 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、表４のとおりです。

表４ 非公開又は部分公開の理由 () 内は平成１５年度

理 由	件 数
個人に関する情報（第７条第１号）	1 7 (18)
法人等に関する情報（第７条第２号）	1 4 (22)
国等との協力関係等に関する情報（第７条第３号）	0 (6)
公共の安全等に関する情報（第７条第４号）	2 (2)
審議、検討又は協議に関する情報（第７条第５号）	0 (6)
事務又は事業に関する情報（第７条第６号）	0 (0)
法令秘情報（第７条第７号）	0 (0)
存否不回答（第１０条）	0 (0)
文書不存在	5 (2)
その他	1 (1)

※ １件の決定に、複数の非公開理由が含まれているものがあります。

3 公開請求の処理状況

公開請求の処理状況は、表 5 のとおりです。

表5 処理状況(4月分)

№	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
				件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
1	16. 4. 1	1.建築設備定期検査報告書 (H15.9.8 第E-72号) 2.非常用照明装置定期報告に 関する通知書 (H15.9.8 E-07-22-0072号) 3.特殊建築物定期報告に關す る通知書 (H16.1.5 E-07-22-0072号)	市内の 団体	2	1.非常用の照明装置定期報告に 関する通知書 (H15.9.8 E-07-22-0072号) 2.特殊建築物定期報告に関する 通知書 (H16.1.5 E-07-22-0072号)	公開			0円	40円	市 長 (建築住宅課)	16. 4. 6	
				1	建築設備定期検査報告書 (H15.9.8 第E-72号)	部分公開	第7条 第1号 第2号	・法人の担当者名 ・報告者の印影	0円	100円			
2	16. 4. 2	越谷市袋山字堤通〇〇ー〇〇 地番に建築中の住宅に関する 開発行為等計画届と開発行為 等事前協議書	市内の 個人	1	開発行為等計画届 (平成16年1月13日受付第375 号) ・開発行為等計画届 ・案内図 ・公図の写し	公開			0円	30円	市 長 (開発指導課)	16. 4.15	
				1	開発行為等事前協議書 (平成16年1月14日受付D-25 号) ・開発行為等事前協議書 ・建設総務課宛協議依頼 ・委任状 ・開発行為等計画届控の写 ・全部事項証明書(土地) ・土地売買契約書(所有権) ・案内図 ・公図の写し ・地積測量図 ・配置図 ・(1階)平面図 ・(2階)平面図 ・立面図	部分公開	第7条 第1号 第2号 第4号	・開発行為等事前協議 書のうち、開発者・土地 所有者の印影、設計者 (代理人)の印影 ・建設総務課宛協議依 頼の建築事前協議申 請書(平成8年9月20日 受付D-085)のうち、建 築主の印影、設計者 (代理人)の印影 ・建設総務課宛協議依 頼の袋山字堤通〇〇 ー〇〇北側道路敷に ついてのうち、地権者 の承諾に関する情報の 部分 ・委任状のうち、開発 者・土地所有者の印影 ・土地売買契約書(所 有権)のうち、標記B・ C・D・E・Fの記入欄、 契約締結日、売主(甲) の印影、買主(乙)の印 影、媒介業者の免許番 号・所在地・商号・代表	0円	190円			

№	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
				件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
								者名・印影、取引主任 者の登録番号・氏名・ 印影 ・配置図のうち、一級建 築士欄（校閲覧）の印 影 ・（1階）平面図 ・（2階）平面図 ・立面図					
3	16. 4. 9	建築事前協議 S61.11.28 №908	市内の 個人	1	建築事前協議申請書 (S61.11.28受付第908号)	部分公開	第7条 第1号 第2号	・建築事前協議申請書 のうち、建築主 の印影、設計者の印 影、公園施設協力金の 額 ・承諾書のうち、土地所 有又は管理人の承諾 に関する情報の部分	0円	50円	市長 (開発指導課)	16. 4. 16	
4	16. 4. 9	一般廃棄物許可名簿、限定許 可名簿、可燃物・粗大ごみ・し 尿・動物死体・古紙類・伐採枝 の見積開札記録 (すべて平成11年度～平成15 年度の5ヵ年分)	その他	45	※	公開			9,000円	710円	市長 (環境資源課)	16. 4. 23	
※		1.一般廃棄物処理業許可業者一覧表 (H15.4.1) 2.平成14年度一般廃棄物処理業許可事業所一覧表 (H14.4.1) 3.平成13年度一般廃棄物処理業許可一覧表 4.平成12年度一般廃棄物処理業許可一覧表 5.一般廃棄物処理業許可一覧表 (平成11年4月1日) 6.業者選考・見積開札記録書 (H15年度可燃物収集運搬委託) (11件) 7.業者選考・見積開札記録書 (H14年度可燃物収集運搬委託) 8.業者選考・見積開札記録書 (H13年度可燃物収集運搬委託) 9.業者選考・見積開札記録書 (H15年度粗大ごみ収集運搬委託) (2件) 10.業者選考・見積開札記録書 (H14年度粗大ごみ収集運搬委託) 11.業者選考・見積開札記録書 (H13年度粗大ごみ収集運搬委託) 12.業者選考・見積開札記録書 (H15年度し尿収集運搬委託) 13.業者選考・見積開札記録書 (H14年度し尿収集運搬委託) 14.業者選考・見積開札記録書 (H13年度し尿収集運搬委託) 15.業者選考・見積開札記録書 (H15年度動物死体収集・運搬・処理委託) 16.業者選考・見積開札記録書 (H14年度動物死体収集・運搬・処理委託) 17.業者選考・見積開札記録書 (H13年度動物死体収集・運搬・処理委託) 18.業者選考・見積開札記録書 (H15年度古紙類収集運搬委託) (10件)											

№	請求日	請 求 の 内 容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備 考
				件数	件 名	区 分	理 由	非公開部分	手数料	複写料金			
19.業者選考・見積開札記録書 (H14年度古紙類収集運搬委託) 20.業者選考・見積開札記録書 (H13年度古紙類収集運搬委託) 21.業者選考・見積開札記録書 (H15年度伐採枝等収集運搬委託) 22.業者選考・見積開札記録書 (H14年度伐採枝等収集運搬委託) 23.業者選考・見積開札記録書 (H13年度伐採枝等収集運搬委託) 24.平成12年度一般廃棄物の収集、運搬及び処分業務の委託契約業者の選定について (伺い) 25.平成11年度一般廃棄物の収集、運搬及び処分業務の委託及び契約業者の選定方法等について (伺い)													
5	16. 4. 27	環境保全課の委託契約平成11～13年度分 (入札業者名及びその入札価格がわかるもの、仕様書を含む)	その他	※※ 60		公開			12,000円	870円	市長 (環境保全課)	16. 5.11	
				※※※ 66		公開				13,200円	3,550円	市長 (契約課)	16. 5.11
※※※※ 平成11年度分 1.悪臭分析業務委託業者選考記録書、仕様書 (2件) 2.悪臭物質分析業務委託業者選考記録書、仕様書 (2件) 3.悪臭排出施設の物質等検査業務委託の業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 4.悪臭物質等検査業務委託業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 5.逆川水質改善業務委託業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 6.廃試薬処理業務委託業者選考記録書、仕様書 (2件) 7.廃試薬処理業務委託業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 8.越谷市スズメバチの巣駆除業務委託業者選考記録書、仕様書 (2件) 平成12年度分 9.旭物産排水分析業務委託業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 10.悪臭排出施設の物質等検査業務委託業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 11.平成12年度悪臭分析業務委託業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 12.千間台地区河川水臨時環境調査業務委託業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 13.平成12年度小規模事業所排水分析業務委託業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 14.悪臭物質等検査業務委託業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 平成13年度分 15.平成13年度有害大気汚染物質調査委託業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 16.平成13年度工場排水分析業務委託業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 17.平成13年度悪臭分析業務委託業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 18.平成13年度悪臭分析業務委託業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 19.平成13年度悪臭分析業務委託業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 20.平成13年度悪臭分析業務委託業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 21.平成13年度悪臭分析業務委託業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 22.平成13年度悪臭分析業務委託業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 23.重油中の硫黄含有率測定業務委託業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件)													
※※※※ 平成11年度分 1.環境保全計画総合整備事業委託入札記録書、仕様書 (2件) 2.ふれあいサソクチュアリ整備事業業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 3.除草委託 (単価契約) 桜井・大袋・新方・大沢地区業者選考記録書、仕様書 (2件) 4.除草委託 (単価契約) 増林・大相模・川柳・蒲生・南越谷地区業者選考記録書、仕様書 (2件) 5.除草委託 (単価契約) 荻島・出羽・北越谷・越ヶ谷地区業者選考記録書、仕様書 (2件) 6.ごみ収集運搬処理委託 (単価契約) 業者選考記録書、仕様書 (2件) 7.河川水質・流量調査委託業者選考記録書、仕様書 (2件) 8.地下水質測定委託業者選考記録書、仕様書 (2件) 9.工場排水分析委託 (単価契約) 業者選考記録書、仕様書 (2件) 10.相方向性環境資源情報システム保守業者選考記録書、仕様書 (2件) 11.ダイオキシン類等環境調査業務委託入札記録書、仕様書 (2件) 12.葛西用水路除草業務委託業者選考記録書、仕様書 (2件) 平成12年度分 13.スズメバチの巣駆除業務委託業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 14.環境保全計画総合整備事業委託業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 15.ダイオキシン類等環境調査業務委託入札記録書、仕様書 (2件) 16.葛西用水路除草委託入札記録書、仕様書 (2件) 17.大気工場・事業所届出データ管理システム委託業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 18.ふれあいサソクチュアリ整備事業業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 19.除草委託 (単価契約) 桜井・大袋・新方・大沢地区業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 20.除草委託 (単価契約) 増林・大相模・川柳・蒲生・南越谷地区業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 21.除草委託 (単価契約) 荻島・出羽・北越谷・越ヶ谷地区業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 22.河川水質・流量調査委託業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 23.地下水質測定委託業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件) 24.工場排水分析委託 (単価契約) 業者選考・見積開札記録書、仕様書 (2件)													

№	請求日	請 求 の 内 容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容				公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備 考
				件数	件 名	区 分	理 由	非公開部分	手数料	複写料金				
24.	ばい煙濃度測定業務委託業者選考・見積開札記録書、仕様書(2件)	25.廃棄物焼却炉ばい煙中のダイオキシン類等測定業務委託業者選考・見積開札記録書、仕様書(2件)				25.相方向性環境資源情報システム保守業者選考・見積開札記録書、仕様書(2件)	平成13年度分							
26.	大気汚染測定局廃液処理業務委託業者選考・見積開札記録書、仕様書(2件)	27.除草業務委託(単価契約)増林・大相模・川柳・蒲生地区業者選考・見積開札記録書、仕様書(2件)				26.河川水質・流量調査委託業者選考・見積開札記録書、仕様書(2件)								
27.	除草業務委託(単価契約)荻島・出羽・北越谷・越ヶ谷地区業者選考・見積開札記録書、仕様書(2件)	28.除草業務委託(単価契約)桜井・大袋・新方・大沢地区業者選考・見積開札記録書、仕様書(2件)				27.地下水質測定委託業者選考・見積開札記録書、仕様書(2件)								
28.	除草業務委託(単価契約)桜井・大袋・新方・大沢地区業者選考・見積開札記録書、仕様書(2件)	29.除草業務委託(単価契約)桜井・大袋・新方・大沢地区業者選考・見積開札記録書、仕様書(2件)				28.相方向性環境資源情報システム保守業者選考・見積開札記録書、仕様書(2件)								
29.	除草業務委託(単価契約)桜井・大袋・新方・大沢地区業者選考・見積開札記録書、仕様書(2件)	30.スズメバチの巣駆除業務単価契約業者選考・見積開札記録書、仕様書(2件)				29.大気汚染常時監視測定局保守管理業者選考・見積開札記録書、仕様書(2件)								
30.	スズメバチの巣駆除業務単価契約業者選考・見積開札記録書、仕様書(2件)					30.有害大気汚染モニタリング調査業者選考・見積開札記録書、仕様書(2件)								
31.	ダイオキシン類環境調査業務委託入札記録書、仕様書(2件)					31.ダイオキシン類環境調査業務委託入札記録書、仕様書(2件)								
32.	葛西用水路除草業務委託入札記録書、仕様書(2件)					32.葛西用水路除草業務委託入札記録書、仕様書(2件)								
33.	ふれあいサンクチュアリ整備事業業者選考・見積開札記録書、仕様書(2件)					33.ふれあいサンクチュアリ整備事業業者選考・見積開札記録書、仕様書(2件)								
6	16. 4. 27	平成11～16年度分の特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)及び産業廃棄物の委託契約(指名参加業者名、収集・処分業者名及びそれらの入札価格がわかるもの、仕様書を含む)	その他	2	1. (平成13年度) 越谷市立病院特別管理産業廃棄物(感染性)運搬処分業務業者選考・見積開札記録書 2. (平成12年度) 越谷市立病院廃油処理委託契約締結について(伺い) 契約伺い	部分公開	第7条 第2号	1. (平成13年度) 越谷市立病院特別管理産業廃棄物(感染性)運搬処分業務業者選考・見積開札記録書のうち、法人及び代表者の印影 2. (平成12年度) 越谷市立病院廃油処理委託契約締結について(伺い) 契約伺いのうち、法人及び代表者の印影	400円	60円		市長 (市立病院庶務課)	16. 5.11	
				43	※※※※	公開			8,600円	1,170円				
※※※※														
1. (平成16年度) 特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物等) 収集運搬処分業務委託(単価契約) 業者選考・見積開札記録書														
2. (平成16年度) 特別管理産業廃棄物収集運搬処分業務委託契約仕様書														
3. (平成15年度) 特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物等) 収集運搬処分業務委託(単価契約) 業者選考・見積開札記録書														
4. (平成15年度) 特別管理産業廃棄物収集運搬処分業務委託契約仕様書														
5. (平成14年度) 特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物等) 収集運搬処分業務委託契約(単価契約) 業者選考・見積開札記録書														
6. (平成14年度) 特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物等) 収集運搬処分業務委託契約仕様書														
7. (平成13年度) 越谷市立病院特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物) 収集運搬処分業務委託委託業務仕様書														
8. (平成12年度) 越谷市立病院医療廃棄物運搬・処分業務委託見積合わせ記録書														
9. (平成12年度) 医療廃棄物収集運搬処分委託の契約手続について(伺い) 執行伺い、仕様書														

№	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	公開に係る費用 手数料	複写料金	
10.	(平成11年度)	越谷市立病院感染性廃棄物収集運搬委託契約の締結について(伺い)契約 伺い、契約書案等									
11.	(平成11年度)	越谷市立病院感染性廃棄物処分委託契約の締結について(伺い)執行伺い、 仕様書等									
12.	(平成16年度)	産業廃棄物(廃プラ等)収集運搬処分業務委託(単価契約)業者選考・見積開 札記録書									
13.	(平成16年度)	産業廃棄物(廃プラ等)収集運搬処分業務委託契約仕様書									
14.	(平成15年度)	産業廃棄物(廃プラ等)収集運搬業務委託(単価契約)業者選考・見積開札記 録書									
15.	(平成15年度)	産業廃棄物(廃プラ等)収集運搬処分業務委託契約仕様書									
16.	(平成14年度)	産業廃棄物(廃プラ等)収集運搬処分業務委託契約(単価契約)業者選考・見 積開札記録書									
17.	(平成14年度)	産業廃棄物(廃プラ等)収集運搬処分業務委託契約仕様書									
18.	(平成13年度)	越谷市立病院産業廃棄物(廃プラ等)運搬処分業務業者選考・見積開札記録 書									
19.	(平成13年度)	越谷市立病院産業廃棄物運搬処分業務委託(廃プラスチック類)委託業務仕 様書									
20.	(平成12年度)	越谷市立病院産業廃棄物(廃プラ等)運搬・処分業務委託見積り合わせ記録 書									
21.	(平成12年度)	産業廃棄物運搬処理委託(廃プラ等)の契約手続について(伺い)執行伺い、 仕様書									
22.	(平成11年度)	越谷市立病院産業廃棄物(廃プラ等)運搬処理契約の締結について(伺い)執 行伺い、仕様書等									
23.	(平成16年度)	廃油収集運搬業務委託(単価契約)業者選考・見積開札記録書									
24.	(平成16年度)	廃油収集運搬処分業務委託契約仕様書									
25.	(平成15年度)	廃油収集運搬処分業務委託(単価契約)業者選考・見積開札記録書									
26.	(平成15年度)	廃油収集運搬処分業務委託契約仕様書									
27.	(平成14年度)	廃油収集運搬処分業務委託契約(単価契約)業者選考・見積開札記録書									
28.	(平成14年度)	廃油収集運搬処分業務委託契約仕様書									
29.	(平成13年度)	越谷市立病院産業廃棄物(廃油等)運搬処分業務業者選考・見積開札記 録書									
30.	(平成13年度)	越谷市立病院産業廃棄物(廃油)収集運搬処理業務委託委託業務仕様書									
31.	(平成12年度)	越谷市立病院廃油処理委託の契約の手続について(伺い)執行伺い、仕様 書									
32.	(平成11年度)	越谷市立病院廃油処理委託契約の締結について(伺い)執行伺い、仕様書 等									
33.	(平成16年度)	自動画像機廃液等収集運搬処分業務委託契約及びX線フィルム定着回収 銀売買契約(単価契約)業者選考・見積開札記録書									
34.	(平成16年度)	自動画像機廃液等収集運搬処分業務委託契約及び定着回収銀売買契約 仕様書									
35.	(平成15年度)	自動画像機廃液等収集運搬処分業務委託契約及びX線フィルム定着回収 銀売買契約(単価契約)業者選考・見積開札記録書									
36.	(平成15年度)	自動画像機廃液等収集運搬処分業務委託契約及び定着回収銀売買契約 仕様書									
37.	(平成14年度)	自動画像機廃液等収集運搬処分業務委託契約業者選考・見積開札記録書									
38.	(平成14年度)	自動画像機廃液等収集運搬処分業務委託契約 X線フィルム定着回収銀 売買契約仕様書									

№	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分			
39.	(平成13年度)	自動現像機廃液収集運搬処分業務委託業者選考・見積開札記録書	市内の個人								
40.	(平成13年度)	自動現像機廃液収集運搬処分業務委託仕様書									
41.	(平成12年度)	越谷市立病院自動現像機廃液処理業務委託見積り合わせ記録書									
42.	(平成12年度)	自動現像機廃液処理委託の契約手続について(伺い)執行伺い、仕様書等									
43.	(平成11年度)	越谷市立病院自動現像機廃液処理委託契約の締結について(伺い)契約伺い、契約書案等									

処理状況(5月分)

№	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分			
7	16. 5.18	建築確認済証43073441 (H16. 1. 27)	市内の個人		建築確認済証43073441 (H16. 1. 27)	非公開	不存在		市長 (建築住宅課)	16. 5.20	

処理状況 (6月分)

№	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容				実施機関 (所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	公開に係る費用 手数料 複写料金			
8	16. 6. 3	県教育局へ回答した平成14年度・平成15年度教職員健康診断調査票	市内の個人	2	県教育局へ回答した平成14年度・平成15年度教職員健康診断調査票	公開			0円 140円	教育委員会 (学校課)	16. 6. 9	
9	16. 6. 16	過去3年間の越谷市と労働組合との間に締結された協定書、確認書及び覚書の全文	市内の個人	68	※	部分公開	第7条 第1号 第2号	※※	0円 1,740円	市長 (人事課)	16. 6. 30	
※		※※ ・職員団体の執行委員長、職員団体（現業評議会）の議長、職員団体の保育所支部長、職員団体のパート保育士協議会代表者、職員団体（現業評議会）の清掃部会長、及び職員団体の病院支部長の氏名 ・職員団体の執行委員長、職員団体（現業評議会）の議長、職員団体の保育所支部長、職員団体のパート保育士協議会代表者、職員団体（現業評議会）の清掃部会長、及び職員団体の病院支部長の印影										
1.	男女共同参画支援センターの臨時職員の賃金について	19.健康福祉部・児童福祉部に勤務する臨時職員の期末手当相当額の期間率の取扱いについて (病気の場合) 20.臨時職員の賃金改定について 21.年末年始手当について 22.時間外労働及び休日労働について(順正苑) 23.越谷市非常勤職員に関する労働協約(市立病院に勤務する職員) 24.職員の夏季特別休暇について 25.臨時職員の夏季休暇について 26.夏季特別休暇に関する協定書締結に際しての合意について 27.時間外保育パート職員(非常勤職員)に関する労働協約 28.給与改定について 29.給与改定について 30.職員の勤務条件等について 31.臨時職員の賃金改定について										
2.	職員の病気休暇に伴う臨時職員の賃金について											
3.	職員の夏季特別休暇について											
4.	臨時職員の夏季休暇について											
5.	職員の再任用に関する運用について											
6.	給与改定について											
7.	給与改定について											
8.	臨時職員の賃金改定について											
9.	年末年始手当について											
10.	期末勤勉手当の調整措置について(現評)											
11.	特例一時金の支給について											
12.	時間外労働及び休日労働について(順正苑)											
13.	職員の再任用制度について											
14.	職員の夏季特別休暇について											
15.	臨時職員の夏季休暇について											
16.	人事異動希望制度について											
17.	給与改定について											
18.	給与改定について											
19.	健康福祉部・児童福祉部に勤務する臨時職員の期末手当相当額の期間率の取扱いについて (病気の場合)											
20.	臨時職員の賃金改定について											
21.	年末年始手当について											
22.	時間外労働及び休日労働について(順正苑)											
23.	越谷市非常勤職員に関する労働協約(市立病院に勤務する職員)											
24.	職員の夏季特別休暇について											
25.	臨時職員の夏季休暇について											
26.	夏季特別休暇に関する協定書締結に際しての合意について											
27.	時間外保育パート職員(非常勤職員)に関する労働協約											
28.	給与改定について											
29.	給与改定について											
30.	職員の勤務条件等について											
31.	臨時職員の賃金改定について											

№	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容				公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金				
32.		非常勤職員の勤務条件について												
33.		市立病院に勤務する非常勤職員の年次休暇の取扱いについて												
34.		年末年始手当について												
35.		時間外労働及び休日労働について(順正苑)												
36.		フリー保育士が感染症に罹患した場合の勤務の取扱いについて												
37.		保育所に勤務する非常勤職員に関する労働協約(フリー保育士)												
38.		国民健康保険業務に従事する非常勤職員に関する労働協約(国保推進員)												
39.		通勤手当に係る支給の取扱いについて(6ヶ月定期前支給等)												
40.		市税等の収納対策に関する臨時職員による業務について												
41.		市民部市民課の時間外開庁の試行に関する協定書												
42.		地区センターに伴う勤務要件の変更等について												
43.		市民部市民課の時間外開庁の試行に関する協定書												
44.		国民健康保険臨時職員(収納補助員)の業務について												
45.		国民健康保険臨時職員(収納補助員)の雇用について												
46.		国民健康保険臨時職員(収納補助員)の業務について												
47.		国民健康保険臨時職員(収納補助員)の業務について												
48.		国民健康保険臨時職員(収納補助員)の業務について												
49.		市民健康課の昼休み窓口実施に伴う勤務時間変更について												
50.		パート保育士について												
51.		2002年度の保育所に関わる交渉の確認												
52.		2002年度の児童福祉部交渉の確認												
53.		パート保育士の所定時間外労働について												
54.		時差出勤試行実施について												
55.		2003年度の児童福祉部交渉の確認												
56.		労働基準法36条に基づく協定書												
57.		保育所に勤務するフリー保育士の勤務時間に関する協定書												
58.		収集業務センターの一部業務内容の変更について												
59.		時間外労働及び休日労働に関する協定書												
60.		時間外労働及び休日労働に関する協定書												
61.		時間外労働及び休日労働に関する協定書												
62.		収集業務センターの職員体制について												
63.		時間外労働及び休日労働に関する協定書												
64.		看護職員の育児休業等による欠員状態の対応について												
65.		看護学校の廃校に関する確認書												
66.		時間外労働及び休日労働に関する協定書												
67.		時間外労働及び休日労働に関する協定書												
68.		看護職員の育児休業等による欠員状態の対応について												

№	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
10	16. 6. 16	過去3年間の越谷市教育委員会と労働組合との間に締結された協定書、確認書及び覚書の全文	市内の個人	10	1. 学校給食について 2. 図書館の開館時間及び祝日について 3. 学校給食について 4. 学校業務員の勤務時間と職務内容について 5. 学校給食関係職員の時間外労働に関する協定書 6. 市立体育館の休日の開館について 7. 学校給食について 8. 小中学校書類等配送業務の取り扱いについて 9. 学校校務主事の勤務時間と職務内容について 10. 学校給食について	部分公開	第7条 第1号 第2号	・職員団体の執行委員長及び職員団体(現業評議会)の議長の氏名 ・職員団体の執行委員長及び職員団体(現業評議会)の議長の印影	0円	140円	教育委員会 (総務課)	16. 6. 30	
11	16. 6. 16	過去3年間の越谷市選挙管理委員会と労働組合との間に締結された覚書の全文	市内の個人	7	1. H13年執行の参議院議員選挙における事務従事の覚書 2. H13年執行の越谷市長選挙における事務従事の覚書 3. H15年執行の市議会議員選挙における事務従事の覚書 4. H15年執行の県議会議員選挙における事務従事の覚書 5. H15年執行の埼玉県知事選挙における事務従事の覚書 6. H15年執行の参議院補欠選挙における事務従事の覚書 7. H15年執行の衆議院議員選挙における事務従事の覚書	部分公開	第7条 第1号 第2号	・職員団体の執行委員長及び職員団体(現業評議会)の議長の氏名 ・職員団体の執行委員長及び職員団体(現業評議会)の議長の印影	0円	70円	選挙管理委員会 事務局	16. 6. 30	

処理状況 (7月分)

№	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書			公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
				件数	件名		区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
12	16. 7. 14	個人墓地及び共同墓地一覧 (申請書欄を除く)	その他	1	越谷市個人墓地及び共同墓地 一覧 (申請書欄を除く)		公開			200円	50円	市長 (環境保全課)	16. 7. 23	
13	16. 7. 21	開発行為等事前協議書のうち の公図 受付番号K13、受付年月日平成 16年3月15日	市内の 個人	1	開発行為等事前協議書のうちの 公図の写し (受付番号K13、受付年月日平成 16年3月15日)		公開			0円	10円	市長 (開発指導課)	16. 7. 22	
14	16. 7. 29	下水道法第12条の3の届出に伴う 特定事業場届出台帳のうち、 施設番号欄、整理番号欄、事業 所名欄、処理区分欄、住所欄、 電話番号欄及び備考欄の部分	その他									市長 (下水道課)		16. 8. 2 取下げ
15	16. 7. 29	水質汚濁防止法に基づく特定 施設事業場リスト (一覧表のもので、工場名、所在 地、有害物質の種類、業種がわ かるもの)	その他	1	市内特定施設であり特定有害物 質を製造・使用・処理する施設		公開			200円	10円	市長 (環境保全課)	16. 8. 6	

処理状況 (8月分)

№	請求日	請 求 の 内 容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備 考
				件数	件 名	区 分	理 由	非公開部分	手数料	複写料金			
16	16. 8. 4	平成14. 4. 1～平成16. 8. 4 までの越谷市内の墓地文書処 理簿 (墓地経営許可申請書の受理 日、墓地の名称・所在地・申請 者名・申請者の住所及び電話 番号)	その他								市 長 (環境保全課)		16. 8. 9 取下げ
17	16. 8. 6	請願16年第3号 建設常任委 員会平成16年6月10日書記録	市内の 個人	1	平成16年6月10日開催の建設 常任委員会書記録のうち、16請 願第3号の部分	公開			0円	50円	議会 (議事課)	16. 8. 12	

処理状況 (10月分)

№	請求日	請 求 の 内 容	請求者の区分	対象公文書		区 分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備 考
				件数	件 名		理 由	非公開部分	手数料	複写料金			
18	16.10.22	H12年度以降の職員の処分説明書	市内の個人	3	処分説明書 (平成12年度以降)	部分公開	第7条 第1号	職員の氏名、所属 所、職名	0円	10円	市 長 (人事課)	16.11.4	
19	16.10.22	H12年度以降の市立病院の医療事故に関する一切の資料	市内の個人	1	医療事故一覧 (平成12年度以降)	部分公開	第7条 第1号	患者名(性別欄)、生年月日欄、住所欄、事件欄のうちの請求額及び事件番号、内容欄	0円	40円	市長 (市立病院庶務課)	16.11.5	
					ヒヤリハット報告書及び事故報告書	非公開	不存在						

処理状況 (11月分)

№	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
				件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
20	16.11.9	2004年6月10日開催の総務常任委員会書記録のうち16請願第2号の部分	市内の個人	1	平成16年6月10日開催の総務常任委員会書記録のうち16請願第2号の部分	公開			0円	30円	議会 (議事課)	16.11.15	
21	16.11.16	市教委が学校給食費未納家庭の経済状況を本人同意なく収集していたとされる事案に関する文書 (2002年8月報道)	その他	1	学校給食費未納家庭の経済状況、本人同意なく情報集め報道に対する願末(報告) (平成14年8月16日提案・平成14年8月23日決裁) 〔学校給食費未納家庭の経済状況、本人同意なく情報集め、報道に対する願末〕のうち、資料1、5、6、7を除く、及び〔学校給食費未納家庭の経済状況、本人同意なく情報集め、経過説明〕のうち、添付資料1の平成8年度学校定期監査結果確認事項・学校給食費を公会計で扱っている近隣市の学校給食費徴収管理状況・例規学校給食費の徴収管理上の疑義について・学校事務執務ハンドブック(学校給食費の徴収事務)・給食費納入のフローチャート、添付資料4、5、6、7を除く〕	部分公開	第7条 第1号	新聞社(支局)名、記者名、記者役職名、職員役職名	200円	450円	教育委員会 (給食課)	16.11.30	
22	16.11.19	平成15年4月1日から平成16年3月31日及び平成16年4月1日から平成17年3月31日の越谷市立病院医事業務委託に係る契約書及び仕様書	市内の個人	2	越谷市立病院医事業務委託契約書及び仕様書 (平成15年度及び平成16年度契約分)	部分公開	第7条 第2号	法人及び法人代表者の印影	0円	190円	市長 (市立病院庶務課)	16.12.3	

処理状況 (12月分)

No	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
				件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
23	16.12.6	平成16年6月10日付土壤汚染 状況調査結果報告書 (巻末添 付資料は除く)	市内の 個人	1	平成16年6月10日付土壤汚染 状況調査結果報告書 (巻末添付 資料は除く)	部分公開	第7条 第1号 第2号	調査報告書表紙の調 査会社名、調査報告書 の現況平面図の測定 会社名・住所、電話番 号及び測定者欄の会 社名、調査報告書-1- 頁の連絡先①総合管 理の住所・会社名・部 署・電話番号・Fax番 号、調査報告書-1-頁 の連絡先②調査会社 の住所・環境省指定調 査機関番号とその年月 日・会社名・支社名・部 署・電話番号・Fax番 号、調査報告書-6-頁 及び-7-頁の施工者 名、調査報告書4頁の 調査実施会社①②③ の会社名・部署・環境 大臣指定(指定調査機 関)番号、計量証明書 業登録番号、土地汚染 状況調査結果報告書 の報告者の印影、調査 報告書の現況平面図 の測定会社印影、 調査報告書の現況平 面図の測定者欄の担 当者名・検印欄の印 影・測量欄の氏名・製 図欄の氏名、調査報告 書-1-頁の連絡先①総 合管理及び②調査会 社の担当者名	0円	630円	市長 (環境保全課)	16.12.20	
24	16.12.24	長谷工コーポレーション(大字 西方2975-1他)の建築予定の 公共施設整備等協定書のうち、 緑化計画図及び近隣説明等報 告書(モアグランデ南越谷集 会所での議事録)	市内の 個人	1	公共施設整備等協定書(No.16- 148平成16年12月8日)のうち、緑 化施設整備計画確認書及び(仮 称)越谷西方計画新築工事議事 録(モアグランデ南越谷集会所 分)	部分公開	第7条 第1号 第2号 第4号	緑化施設整備計画確 認書の緑化施設整備 計画確認書のうち設計 者(代理人)の氏名、緑 化施設整備計画確認 書の緑化計画図のうち	0円	180円	市長 (開発指導課)	17.1.5	

No	請求日	請 求 の 内 容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備 考
				件数	件 名	区 分	理 由	非公開部分	手数料	複写料金			
								住居の間取り・用途、緑 化施設整備計画確認図 書の緑化面積求積図 のうち住居の間取り・用 途、(仮称)越谷西方計 画新築工事議事録(モ アグランデ南越谷集 会所分)の議事録のうち管 理会社名、(仮称)越谷 西方計画新築工事議 事録(モアグランデ南越 谷集会所分)の(説明 会)議事録のうち法人 の担当者名、(仮称)越 谷西方計画新築工事 議事録(モアグランデ南 越谷集会所分)の出席 者名簿のうちのお名前 欄・ご住所欄					

処理状況 (1月分)

№	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
25	17. 1. 12	住民基本台帳の閲覧申請書 (平成16年4月～6月分)のすべて	市内の個人	218	住民基本台帳の閲覧申請書 (平成16年4月～6月)	部分公開	第7条 第1号 第2号	・閲覧申請者欄の個人の氏名、住所、電話番号及び指紋 (法人の代表者等の氏名は除く) ・閲覧に来られる人 (閲覧者) 欄の個人の氏名、住所、電話番号、印影及び指紋 ・閲覧する住民の範囲 (地域) 欄の地番及び印影 (訂正印) ・欄外の個人の印影 (訂正印) ・閲覧申請者欄の法人及び法人代表者の印影 ・欄外の法人代表者の印影 ・閲覧する住民の範囲 (地域) 欄、利用目的欄、閲覧対象者欄に記載された対象年齢及びその範囲 (法人申請の場合に限る) ・利用目的欄に記載された取引先法人名	0円	2,490円	市長 (市民課)	17. 1. 26	
26	17. 1. 13	西方マンション建設に関する詳細調査結果 (深度方向調査結果一覽)	市内の個人	1	平成16年9月27日付け提出の汚染拡散防止計画作成報告書のうち、図2-1調査区画割及び調査地点図、表5-1詳細調査結果 (深度方向調査)	公開			0円	20円	市長 (環境保全課)	17. 1. 25	
27	17. 1. 17	転作等実施計画書 (水田預託申込書) 大字増林〇〇-〇〇他11筆、花田7丁目〇〇-〇〇他1筆 (過去に提出されたものの全部)	市内の個人	6	※	部分公開	第7条 第1号 第2号	※	0円	360円	市長 (農政課)	17. 1. 31	

№	請求日	請 求 の 内 容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備 考
				件数	件 名	区 分	理 由	非公開部分	手数料	複写料金			
※						※ ・平成11年度転作等実施計画書(水田預託申込書)(ただし、請求地以外は除く) ・平成12年度転作等実施計画書(水田預託申込書)(ただし、請求地以外は除く) ・平成13年度転作等実施計画書(水田預託申込書)(ただし、請求地以外は除く) ・平成14年度転作等実施計画書(水田預託申込書)(ただし、請求地以外は除く) ・平成15年度転作等実施計画書(水田預託申込書)(ただし、請求地以外は除く) ・平成16年度水稲生産実施計画兼水田農業構造改革交付金(産地づくり対策)実施計画兼水稲共済細目書異動申告票(ただし、請求地以外は除く) 共済細目書異動申告票(ただし、請求地以外は除く)		※ ・平成11年度転作等実施計画書(水田預託申込書)(ただし、請求地以外は除く)のうち、提出者の住所(ただし公簿に記載されている場合を除く)、作成者(提出者)の印影、電話番号及び住所(ただし公簿に記載されている場合を除く) ・平成11年度転作等実施計画書(水田預託申込書)(ただし、請求地以外は除く)のうち、転作等目標面積、登記面積の計、現況面積の計、実利用面積の計、転作面積の計、合計面積の内訳面積及び転作等目標面積の内訳面積 ・平成12年度転作等実施計画書(水田預託申込書)(ただし、請求地以外は除く)のうち、提出者の住所(ただし公簿に記載されている場合を除く)、作成者(提出者)の印影、電話番号及び住所(ただし公簿に記載されている場合を除く) ・平成12年度転作等実施計画書(水田預託申込書)(ただし、請求地以外は除く)のうち、転作等目標面積、登記面積の計、現況面積の計、実利用面積の計、転作面積の計、合計面積の内訳面積及び転作等目標面積の内訳面積 ・平成13年度転作等実施計画書(水田預託申込書)(ただし、請求地以外は除く)のうち、提出者の住所(ただし公簿に記載されている場合を除く)、作成者(提出者)の印影、電話番号及び住所(ただし公簿に記載されている場合を除く) ・平成13年度転作等実施計画書(水田預託申込書)(ただし、請求地以外は除く)のうち、共済組合員番号、計画対象水稲作付面積、転作等目標面積、台帳面積の計、実利用面積の計、転作計画欄の転作面積の計、確認欄の転作面積の計、合計面積の内訳面積及び転作等目標面積の内訳面積 ・平成14年度転作等実施計画書(水田預託申込書)(ただし、請求地以外は除く)のうち、提出者の住所(ただし公簿に記載されている場合を除く)、作成者(提出者)の印影、電話番号及び住所(ただし公簿に記載されている場合を除く) ・平成14年度転作等実施計画書(水田預託申込書)(ただし、請求地以外は除く)のうち、作成者(≠提出者)のふりがな、氏名、住所及び印影 ・平成14年度転作等実施計画書(水田預託申込書)(ただし、請求地以外は除く)のうち、計画対象水稲作付面積、転作等目標面積、台帳面積の計、実利用面積の計、転作計画欄の転作面積の計、確認欄の転作面積の計、合計面積の内訳面積及び転作等目標面積の内訳面積 ・平成15年度転作等実施計画書(水田預託申込書)(ただし、請求地以外は除く)のうち、提出者の住所(ただし公簿に記載されている場合を除く)、作成者(提出者)の印影、電話番号及び住所(ただし公簿に記載されている場合を除く) ・平成15年度転作等実施計画書(水田預託申込書)(ただし、請求地以外は除く)のうち、計画対象水稲作付面積、転作等目標面積、台帳面積の計、実利用面積の計、転作計画欄の転作面積の計、確認欄の転作面積の計、合計面積の内訳面積及び転作等目標面積の内訳面積 ・平成16年度水稲生産実施計画兼水田農業構造改革交付金(産地づくり対策)実施計画兼水稲共済細目書異動申告票(ただし、請求地以外は除く)のうち、提出者の住所(ただし公簿に記載されている場合を除く)、作成者(提出者)の印影、電話番号及び住所(ただし公簿に記載されている場合を除く) ・平成16年度水稲生産実施計画兼水田農業構造改革交付金(産地づくり対策)実施計画兼水稲共済細目書異動申告票(ただし、請求地以外は除く)のうち、共済組合員番号、水稲生産目標数量・面積、台帳面積の計、実利用面積の計、水稲作付計画欄の面積の計、他作物作付計画欄の面積の計					
28	17.1.17	ザイルスーヴ南越谷管理組合からの一般廃棄物収集に関する申請に対しての許可についての文書	市内に事務所を有する個人	2	・廃棄物処分許可書(一般家庭排出可燃物のみ及び一般家庭排出不燃物のみ) ・廃棄物処分変更許可書	公開			0円	60円	市長 (環境資源課)	17.1.27	

No	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
				1	・「ザイルスーヴ南越谷」マンションの廃棄物処分許可について(同い)昭和62年3月23日決裁(ただし、搬入券(パンチカード)交付申請書を除く)	部分公開	第7条 第1号 第2号	・法人の担当者名及び所属課名、取引先法人の代表者の電話番号 ・取引先法人の社名、代表者名、住所、郵便番号、電話番号及びファックス番号 ・申請者及び搬入業者の印影	0円	100円			
29	17.1.26	北越谷駅東口線の用地買収に係る土地売買契約書(大沢三丁目〇〇-〇〇〇他4筆)	市内の個人	3	・土地売買契約書大沢三丁目地内北越谷駅東口線のうち、〇〇番の一部及び〇〇番の一部 ・土地売買契約書大沢三丁目地内北越谷駅東口線のうち、〇〇の一部及び〇〇の一部 ・土地売買契約書大沢三丁目地内北越谷駅東口線のうち、〇〇番の一部	部分公開	第7条 第1号	・土地売買契約書中の売買代金、収入印紙の額面及び甲の印影 ・(別紙)土地買収明細書中の単価、金額及び甲の印影	0円	60円	市長 (道路街路課)	17.2.8	

処理状況 (2月分)

№	請求日	請 求 の 内 容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容				公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備 考
				件数	件 名	区 分	理 由	非公開部分	手数料	複写料金				
30	17. 2.15	別紙A (全て文書で回答願います) 「公用」と記載のある資料 (添付資料3) についての次の情報を公開願います。 1 添付資料3は、公図 (添付資料1) 及び固定資産税課税上の資料 (添付資料2) と明らかに違っており、誰がどのような目的で作成したのですか。作成の根拠資料を明示願います。 2 添付資料3の公道北側地権者の地積内に引いてある「線」は、なんのために引いてあるのですか。その理由について説明願います。 3 添付資料3は、現状及び法務局作成の公図と明らかに違っており、法務局の了解と地域住民の了解を得た上で作成したのですか。もしそうなら、それを証明する関係文書を明示願います。 4 法務局、地元関係住民の了解なしに「公用」資料として通用させても良いとの法令などの根拠を明示願います。(前項3と関連) 5 添付資料3は、公図 (添付資料1参照) 記載の地積〇〇—〇〇の地積測量図 (添付資料4) を参考資料の一部として作成したものです。同地積測量図 (添付資料4) 東側の境界線 (青色内) は14. 60mとなっていますが、実際は13. 56m (「注」参照) の間違いだと思われ、最初から気付いていたのではないですか。[注] 添付資料5東側境界線 (青色内) 15. 65m (8. 6間×1. 82m) から添付資料6の2. 09m (青線内) を差し	市内の個人	1	別紙B-1 同調査結果 (報告書、決裁書など) を明示願います。(前段部分) (測量成果簿の公図写し1枚・地積測量図4枚)	部分公開	第7条 第1号	測量成果簿の公図写し1枚・地積測量図4枚のうち の地積測量図4枚	0円	10円	市 長 (建設総務課)	17. 2.28		
				別紙A-1 添付資料3は、公図 (添付資料1) 固定資産課税上の資料 (添付資料2) と明らかに違っており、誰がどのような目的で作成したのですか。作成の根拠資料を明示願います。 (道路法第28条)	非公開	その他								
				別紙A-2 添付資料3の公道北側地権者の地積内に引いてある「線」は、なんのために引いてあるのですか。その理由について説明願います。 A-3 添付資料3は、現状及び法務局作成の公図と明らかに違っており、法務局の了解と地域住民の了解を得た上で作成したものです。もしそうなら、それを証明する関係文書を明示願います。 A-4 法務局、地元関係住民の了解なしに「公用」資料として通用させても良いとの法令などの根拠を明示願います。(前項3と関連) A-5 添付資料3は、公図 (添付資料1参照) 記載の地積〇〇—〇〇の地積測量図 (添付資料4) を参考資料の一部として作成したものです。同地積測量図 (添付資料4) 東側の境界線 (青色内) は14. 60mとなっていますが、実際は13. 56m (「注」参照) の間違いだと思われ、最初から気付いていたのではないですか。[注] 添付資料5東側境界線 (青色内) 15. 65m (8. 6間×1. 82m) から添付資料6の2. 09m (青線内) を差し	非公開	不存在								

No	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
		引くと13.56mになる。(1間を1.82mとして計算してみました) 別紙B(全て文書で回答願います) 添付資料の備考欄コメントに「…市では、公図上の公道はないものと考えておりますが、改めて公道の有無について調査をしているところ です。」と記載があります。 1 同調査結果(報告書、決裁書など)を明示願います。なお、当然に法務局や地番〇〇〇〇の地積測量図作成者とも話し合われたと思われ、同話し合い結果も明示願います。 2 「市では、公図上の公道はないものと考えておりますが…」と記載されてありますが、「考えておりますが」だけで建設関係者にのみ「公図上の公道は過去も現在もなかった」との市役所の決定を伝えているにもかかわらず、同公道隣接の関係地権者である地元住民には知らせないで、その理由を明示願います。できれば、そのような措置をとってほしいという関係法規も明示願います。 別紙C(全て文書で回答願います) 添付資料①記載(赤線内)の敷地面積(〇〇.〇〇㎡)が、添付資料②では敷地面積〇〇.〇〇㎡と書き換え(赤線内)られております。 1 事前協議の提出後に開発行為等の計画の内容に変更が生じた場合には、越谷市が平成15年10月に作成した「越谷市まちの整備に関する条例」の第2条2項「開発者は、事前協議の提出後に開発行為等の計画の内容に変更が生じた場合は、		(注)添付資料5東側境界線(青色内)15.65m(8.6間×1.82m)から添付資料6の2.09m(青線内)を差し引くと13.56mになる。(1間を1.82mとして計算してみました) 別紙B-1 なお、当然に法務局や地番〇〇〇〇〇〇の地積測量図作成者とも話し合われたと思われるので、同話し合い結果も明示願います。(後段部分) B-2 「市では、公図上の公道はないものと考えておりますが…」と記載されてありますが、「考えておりますが」だけで建設関係者にのみ「公図上の公道は過去も現在もなかった」との市役所の決定を伝えているにもかかわらず、同公道隣接の関係地権者である地元住民には知らせないで、その理由を明示願います。できれば、そのような措置をとってほしいという関係法規も明示願います。 別紙D-1 「…測定の結果出てきた〜地積測量図との差である〇〇.〇〇坪については、南側地権者の縄延び地と判断している〜」旨発言されておりますが、「縄延び地と判断」した根拠資料、及び市役所幹部が個人の所有権(縄延び地)決定に関与しても良いという根拠や関係法規があったら明示願います。 D-2 「…市としては法務局と考えが違ふ〜」旨発言しているが、法務局と違ふ見解を行政当局者として建設関係業者にだけ知らせてもよいとの根拠資料や関係法規を明示願います。 D-3 「…これまで市としてはこの公道について、道路認定をしてきていない。従って地番を付して、道両側の希望者に払い下げることはしない。」旨発言している。									

№	請求日	請 求 の 内 容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備 考
				件数	件 名	区 分	理 由	非公開部分	手数料	複写料金			
		遅滞なく、市長に届け出なければならぬ。」に基づき、当然、第9号様式「事前協議変更届」が提出されていると思われ、提出されている同「事前協議変更届」書を明示願います。 2 もし、「事前協議変更届」書が提出されていないければ、同23条2項を無視しても良いとの理由を明示願います。 別紙D（全て文書で回答願います） 昨年〇月〇〇日の越谷市役所の小野坂都市整備部長の発言（添付資料参照）について 1 「…測量の結果出てきた～地積測量図との差である〇〇、〇〇坪については、南側地権者の縄延び地と判断していますが、「～」旨発言されておりますが、「縄延び地と判断」した根拠資料、及び市役所幹部が個人の所有権（縄延び地）決定に関与しても良いという根拠や関係法規があったら明示願います。 2 「…市としては法務局と考えが違う～」旨発言しているが、法務局と違う見解を行政当局者として建設関係業者にだけ知らせてもよいとの根拠資料や関係法規を明示願います。 3 「…これまで市としてはこの公道について、道路認定をしてきていない。従って地番を付して、公道両側の希望者に払い下げることはしない。」旨発言している。国家機関である法務局認定の公道を否定し、当該公道に関する実態上の権利の存否を決めつける権限が、小野坂都市整備部長に何時から付与されたのか、その根拠と関係法規を明示願います。			国家機関である法務局認定の公道を否定し、当該公道に関する実態上の権利の存否を決めつける権限が、小野坂都市整備部長に付与されたのか、その根拠を明示願います。								
					別紙C－1 事前協議の提出後に開発行為等の計画の内容に変更が生じた場合には、越谷市が平成15年10月に作成した「越谷市まちの整備に関する条例」の第23条2項「開発者は、事前協議の提出後に開発行為等の計画の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく、市長に届け出なければならぬ。」に基づき、当然、第9号様式「事前協議変更届」が提出されていると思われ、提出されている同「事前協議変更届」書を明示願います。 C－2 もし、「事前協議変更届」書が提出されていないければ、同23条2項を無視しても良いとの理由を明示願います。	非公開	不存在				市 長 (開発指導課)	17. 2. 28	

処理状況 (3月分)

No	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
31	17.3.3	北越谷駅東口線の用地買収に係る〇〇-〇〇〇〇他に 関する立会承諾書一式と面積	市内の個人		北越谷駅東口線の用地買収に係る大沢三丁目〇〇-〇〇〇〇他に 関する立会承諾書一式	非公開	不存在				市長 (道路街路課)	17.3.17	
				1	北越谷駅東口線測量丈量図(写し)のうち、大沢三丁目〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の部分	公開			0円	10円			
32	17.3.7	用地測量業務委託(北越谷駅東口線)越谷市大沢三丁目地内の業務執行伺、委託業務の完了報告及び大沢三丁目〇〇、〇〇のセッパバックに係る地積測量図	市内の個人	1	業務執行伺(平成11年7月19日決裁)	公開			0円	70円	市長 (道路街路課)	17.3.9	
				1	委託業務の完了について(報告)(平成11年9月13日決裁)	部分公開	第7条 第2号	受注者の印影(法人及び法人代表者)	0円	80円			
33	17.3.15	墓地の管理者名 大成町六丁目〇〇-〇〇	市内の法人	1	墓地台帳 1-20	部分公開	第7条 第1号	管理者の住所及び氏名欄の生年月日	0円	0円	市長 (環境保全課)	17.3.23	

【参 考】 公開請求の内容別件数

平成16年度

請 求 内 容	件 数
土壌汚染状況調査結果報告書等、環境に関する文書	7
業者選考・見積開札記録書等、委託関係文書	4
開発行為等事前協議書等、開発に関する文書	4
道路用地買収等、市道の整備に関する文書	4
職員団体等との労使協定に関する文書	3
建築確認済証等、建築に関する文書	2
常任委員会書記録	2
職員の処分説明書	1
住民基本台帳の閲覧申請書	1
廃棄物処分許可書等	1
転作等実施計画書	1
教職員健康診断調査票	1
学校給食費未納家庭状況調査に関する文書	1
市立病院の医療事故に関する文書	1

平成15年度

請 求 内 容	件 数
苦情受理（処理）報告書等、環境に関する文書	8
建築計画概要書等、建築に関する文書	8
官民境界査定等、道・水路の管理に関する文書	7
開発事前協議申請書等、開発に関する文書	7
埼玉県東南部都市連絡調整会議の資料・会議録	6
業者選考・見積開札記録書等、委託関係文書	2
土地の所有権移転登記に関する文書	1
農地改良等に係る届出書	1
地区計画決定の同意に関する文書	1
補助金に関する文書	1
固定資産税に関する裁判文書	1
職員の出勤簿	1

平成14年度

請 求 内 容	件 数
指名競争入札参加資格者名簿	4
委託関係文書	4
開発（建築）事前協議申請書・協議書	3
建築計画概要書	3
公害に関する行政指導・苦情受理（処理）報告書等	3
交際費出納簿および交際費支出規定	2
行政境界の変更に係る協議書	1
土地区画整理事業事業計画書	1
新築工事による騒音測定記録	1
公安調査庁から提供を受けた調査結果資料	1
不動産鑑定評価書	1
小型焼却炉設置状況調査結果	1
消防署の救急活動記録票	1

第2 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報取扱事務の状況

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始したり、変更や廃止をしようとする場合は、越谷市個人情報保護条例に基づいて、収集する個人情報の取扱事務の名称や目的、対象者の範囲や記録の項目などを記載した個人情報取扱事務開始届出書をあらかじめ市長に届け出なければなりません。

この個人情報取扱事務開始届出書は、情報公開室で閲覧することができます。

平成15年度末の個人情報取扱事務の届出件数は1,413件で、その後の平成17年3月31日までの1年間に、個人情報取扱事務の開始の届出が17件（前年度32件）、変更の届出が11件（前年度27件）、廃止の届出が19件（前年度10件）あり、平成16年度末の届出件数は1,411件となっています（※平成16年度末の届出件数＝平成15年度末の届出件数＋開始届出件数－廃止届出件数）。

なお、実施機関及び課別の個人情報取扱事務の届出状況については、表6のとおりです。

表6 個人情報取扱事務の届出状況（平成17年3月31日現在）

実施機関及び課	15年度末 の届出件数	事務移管に よる増減	16年度内届出件数			16年度末 の届出件数
			開始	変更	廃止	
市長	1,069		15	8	16	1,068
秘書課	17		0	0	6	11
広報広聴課	14		0	0	0	14
企画課	18	▲1	1	0	0	18
財政課	6		0	0	0	6
事務管理課	6	▲1	1	3	1	5
人権推進課	2		0	0	0	2
越谷コミュニティセンター	0		0	0	0	0
庶務課	8		0	0	0	8
情報公開室	7		0	0	0	7
人事課	19		0	0	0	19
職員研修室	1		0	0	0	1
契約課	6		0	0	0	6
管財課	13		1	1	0	14

市民税課	9		0	0	0	9
資産税課	1 0		0	0	0	1 0
納税課	5		0	0	0	5
市民課	2 2		0	0	0	2 2
地域活動推進課	1 9	2	2	0	0	2 3
市民生活課	1 4		0	0	0	1 4
北部出張所	0		0	0	0	0
南部出張所	0		0	0	0	0
社会福祉課	2 3		0	0	0	2 3
障害福祉課	7 1		3	1	1	7 3
高齢福祉課	4 3	▲ 2	0	1	0	4 1
介護保険課	1 9		0	0	0	1 9
国民健康保険課	3 7		0	0	0	3 7
市民健康課	6 9		0	0	0	6 9
児童福祉課	1 0 9		0	0	0	1 0 9
保育課	3 4		0	0	0	3 4
環境資源課	2 3		0	0	0	2 3
環境保全課	3 8	▲ 1	0	0	0	3 7
交通防災課	2 9		0	0	0	2 9
商業観光課	1 4		0	0	0	1 4
産業振興課	8	▲ 1	3	1	0	1 0
農政課	4 3		0	0	0	4 3
建設総務課	9		0	0	0	9
道路街路課	2 3		0	0	0	2 3
治水課	1 0		0	0	0	1 0
下水道課	9		0	0	0	9
営繕課	1		0	0	0	1
都市計画課	1 9		1	0	0	2 0
都市整備推進課	7		0	0	0	7
市街地整備課	1 8		0	0	0	1 8
再開発課	2		0	0	0	2
公園緑地課	1 2		0	0	0	1 2
開発指導課	8		0	0	0	8

建築住宅課	2 9	4	3	0	0	3 6
工事検査課	2		0	0	0	2
総務企画課	1		0	0	1	0
競技式典課	0		0	0	0	0
市立病院庶務課	5 7		0	0	0	5 7
市立病院医事課	4 0		0	0	0	4 0
市立看護専門学校庶務課	5		0	0	4	1
市立看護専門学校教務担当	4		0	0	3	1
出納課	9		0	0	0	9
消防本部総務課	1 1		0	0	0	1 1
消防本部予防課	1 9		0	0	0	1 9
消防本部警防課	8		0	0	0	8
消防本部指令課	4		0	0	0	4
消防署本署	6		0	1	0	6
教 育 委 員 会	2 6 2		2	3	3	2 6 1
総務課	7 4	▲ 3 7	0	0	3	3 4
指導課	3 3		0	0	0	3 3
学校課	0	5 0	0	1	0	5 0
給食課	1 7	▲ 1 3	0	0	0	4
生涯学習課	8 9		1	2	0	9 0
体育課	2 8		1	0	0	2 9
図書館	2 1		0	0	0	2 1
選挙管理委員会	2 4		0	0	0	2 4
公平委員会	3		0	0	0	3
監査委員	3		0	0	0	3
農業委員会	3 3		0	0	0	3 3
固定資産評価審査委員会	2		0	0	0	2
議 会	1 7		0	0	0	1 7
合 計	1, 4 1 3		1 7	1 1	1 9	1, 4 1 1

※〔16年度末の届出件数〕＝〔15年度末の届出件数〕＋〔開始〕－〔廃止〕

2 個人情報の目的外利用等の状況

実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える個人情報の利用（目的外利用）や、実施機関以外の者への個人情報の提供（外部提供）が原則禁止されています。

しかし、すべての個人情報取扱事務にこの原則を適用すると、同じ情報をその事務ごとに何度も本人から収集することとなり、本人にとって負担となったり、あるいは事務処理上非効率であったりします。そこで、一定の要件と手続きのもとで目的外利用や外部提供を認めて、市民の利便性の向上と事務の円滑化を図っています。

平成16年度末の目的外利用は698件で、外部提供は427件となっています。

なお、実施機関及び課別の個人情報の目的外利用及び外部提供の状況については、表7のとおりです。

表7 個人情報の目的外利用等の状況 （平成17年3月31日現在）

実施機関及び課		目的外利用	外部提供
市長		637	341
	秘書課	2	2
	広報広聴課	0	5
	企画課	3	8
	財政課	0	1
	事務管理課	6	3
	人権推進課	0	0
	越谷コミュニティセンター	0	0
	庶務課	0	5
	情報公開室	0	0
	人事課	2	6
	職員研修室	0	1
	契約課	0	0
	管財課	4	3
	市民税課	5	3
	資産税課	8	2
	納税課	10	4
	市民課	11	12

地域活動推進課	2	2
市民生活課	0	3
北部出張所	0	0
南部出張所	0	0
社会福祉課	5 0	1 2
障害福祉課	3 3	3 4
高齢福祉課	5 2	1 0
介護保険課	1 5	4
国民健康保険課	2 8	2 4
市民健康課	2 0	1 9
児童福祉課	1 4 4	3 2
保育課	1 8	9
環境資源課	0	6
環境保全課	1 0	2 2
交通防災課	1 1	8
商業観光課	3	0
産業振興課	0	6
農政課	2 4	5
建設総務課	6	0
道路街路課	2 9	7
治水課	8	1
下水道課	3	1
営繕課	5	0
都市計画課	2 8	1 2
都市整備推進課	5 5	3
市街地整備課	8	8
再開発課	5	0
公園緑地課	3	0
開発指導課	3	1
建築住宅課	1 5	8
工事検査課	0	2
総務企画課	0	0
競技式典課	0	0
市立病院庶務課	0	1 5

	市立病院医事課	2	2 4
	市立看護専門学校庶務課	0	0
	市立看護専門学校教務担当	0	1
	出納課	0	0
	消防本部総務課	2	3
	消防本部予防課	3	1
	消防本部警防課	0	0
	消防本部指令課	1	0
	消防署本署	0	3
	教 育 委 員 会	3 9	7 1
	総務課	6	9
	指導課	1	8
	学校課	2 7	1 2
	給食課	0	0
	生涯学習課	5	2 9
	体育課	0	1 3
	図書館	0	0
	選挙管理委員会	5	5
	公平委員会	2	1
	監査委員	0	1
	農業委員会	1 4	3
	固定資産評価審査委員会	1	0
	議 会	0	5
	合 計	6 9 8	4 2 7

3 個人情報開示・訂正等請求の件数及び処理状況

越谷市個人情報保護条例に基づく平成16年度の個人情報の開示請求件数は8件（平成15年度は3件）で、開示請求の対象となった公文書数は7文書（平成15年度は4文書）でした。

実施機関別の開示請求件数及び処理状況は表8、課別の処理状況は表9のとおりです。

なお、個人情報の訂正等の請求はありませんでした。

表 8 実施機関別開示請求件数及び処理状況

() 内は 15 年度

実 施 機 関	請 求 件 数	処 理 状 況				
		開 示	部分開示	不開示	取下げ	合 計
市 長	8	3	4	1	0	8
	(3)	(2)	(1)	(0)	(0)	(3)
教 育 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
議 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合 計	8	3	4	1	0	8
	(3)	(2)	(1)	(0)	(0)	(3)

※ 1 件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1 件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理状況の合計は一致しないことがあります。

表 9 課別処理状況

課 名		処 理 状 況				
		開 示	部分開示	不開示	取下げ	合 計
市 長	市民課	2	0	0	0	2
	道路街路課	1	1	0	0	2
	下水道課	0	0	1	0	1
	開発指導課	0	3	0	0	3
合 計		3	4	1	0	8

4 不開示決定等の理由

不開示1件については、文書不存在によるものです。また、部分開示4件については、個人情報保護条例第15条第1号の第三者に関する情報に該当するとしたものです。

5 開示請求の処理状況

開示請求の処理状況は、表10のとおりです。

表10 処理状況 (4月分)

No	請求日	請求の内容	件数	個人情報の名称又は内容	決定内容	理由	不開示部分	複写料金	実施機関	決定日	備考
1	16. 4. 9	建築事前協議 S61.11.28N908	1	建築事前協議 (S61.11.28受付第908号)	部分開示	第15条 第1号	建築事前協議申請書の うち、申請人・建築主・設 計者の印影、公園施設 整備協力金の額	50円	市長 (開発指導課)	16. 4. 16	
2	16. 4. 9	建築事前協議 S61.11.28N908	1	建築事前協議 (S61.11.28受付第908号)	部分開示	第15条 第1号	建築事前協議申請書の うち、申請人・建築主・設 計者の印影、公園施設 整備協力金の額	50円	市長 (開発指導課)	16. 4. 16	
3	16. 4. 22	建築事前協議 S61.11.28N908	1	建築事前協議 (S61.11.28受付第908号)	部分開示	第15条 第1号	建築事前協議申請書の うち、申請人・建築主・設 計者の印影、公園施設 整備協力金の額	50円	市長 (開発指導課)	16. 4. 27	

処理状況 (6月分)

No	請求日	請求の内容	件数	個人情報の名称又は内容	決定内容	理由	不開示部分	複写料金	実施機関	決定日	備考
4	16. 6. 17	請求者が申請した印鑑登録証 明書交付申請書 (○月○日)	1	請求者が申請した印鑑登録証 明書交付申請書 (平成○年○月 ○日発行分)	開示			10円	市長 (市民課)	16. 6. 18	

処理状況 (8月分)

No	請求日	請求の内容	件数	個人情報の名称又は内容	決定内容	理由	不開示部分	複写料金	実施機関	決定日	備考
5	16. 8. 27	越谷市大沢三丁目〇〇番地・〇〇番地と〇〇番地の境界確認書一式	1	越谷市大沢三丁目〇〇-〇〇と〇〇-〇〇との土地境界立会確認書 (平成〇年〇月〇日付け)・公図写し・地積測量図・根拠図	部分開示	第15条 第1号	・土地境界立会確認書の隣接地立会人の印影・根拠図のうちの〇〇-〇〇及び〇〇-〇〇の周長部分	40円	市長 (道路街路課)	16. 9. 8	

処理状況 (10月分)

No	請求日	請求の内容	件数	個人情報の名称又は内容	決定内容	理由	不開示部分	複写料金	実施機関	決定日	備考
6	16.10.27	平成〇年〇月〇日に発行された印鑑登録証明書の交付申請書 (印鑑登録者)	1	請求者に係る印鑑登録証明書交付申請書 (平成〇年〇月〇日発行分)	開示			10円	市長 (市民課)	16.10.28	

処理状況 (1月分)

No	請求日	請求の内容	件数	個人情報の名称又は内容	決定内容	理由	不開示部分	複写料金	実施機関	決定日	備考
7	17. 1. 26	北越谷駅東口線の太沢三丁目地内測量成果簿の〇〇-〇〇、〇〇-〇〇の遠景写真のカラーコピー4枚	1	北越谷駅東口線の太沢三丁目地内測量成果簿の〇〇-〇〇、〇〇-〇〇の遠景写真のカラーコピー4枚	開示			220円	市長 (道路街路課)	17. 2. 8	
8	17. 1. 26	請求者の公設汚水ます設置承諾書 (平成〇年〇月〇日)		請求者の公設汚水ます設置承諾書 (平成〇年〇月〇日)	不開示	不存在			市長 (下水道課)	17. 2. 4	

第3 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、公開請求に対する決定及び開示・訂正等請求に対する決定について、不服があった場合の救済機関で、公平で迅速な審査を行う第三者機関として、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申する市長の附属機関です。

諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重して、当該異議申立てについての決定をします。

審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています（表11）。

表11 審査会委員 (平成17年3月31日現在)

氏 名	備 考
右 崎 正 博	会 長
茅 沼 英 幸	会長職務代理者
近 藤 勲	

2 不服申立ての状況

平成16年度は、異議申立てはありませんでした。

3 審査会の開催状況

平成16年度は、異議申立てがなかったため、審査会の開催はありませんでした。

第4 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るために設置された市長の附属機関です。

この審議会は、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により、審議会の意見を聴くこととされた事項について審議し、答申するとともに、実施機関から新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、市長に意見を述べる機関です。

審議会は、市民の方（公募による3人を含む）や学識経験者等からなる10人の委員で構成されています（表12）。

表12 審議会委員（平成17年3月31日現在）

氏 名	備 考
青 木 冷 子	
浅 子 亮 三	
井 橋 潤	
大 森 忠 勝	
進 藤 秀 子	会 長
寺 内 幸	
根 岸 俊 雄	
宮 下 毅	副 会 長
安 井 利 雄	
渡 辺 孝 一	

（五十音順）

2 審議会の開催状況

平成16年度は、審議会を5回開催しました。実施機関から新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、個人情報保護条例の見直しについて審議しました。

審議会の開催状況は、表13のとおりです。

表 1 3 審 議 会 開 催 状 況

	開 催 日	主 な 内 容
第 1 回	平成 1 6 年 7 月 2 7 日	・平成 1 5 年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について ・個人情報取扱事務の各種届出について ・個人情報保護条例の見直しについて（「今後の進め方」） ・その他
第 2 回	平成 1 6 年 8 月 2 7 日	・個人情報保護条例の見直しについて（「罰則の必要性及び罰則の内容」「3 団体を実施機関に加えること」）
第 3 回	平成 1 6 年 1 0 月 4 日	・個人情報保護条例の見直しについて（「区域内の事業者等への支援内容」「苦情の処理のあっせん内容」「罰則の必要性及び罰則の内容（追加検討）」）
第 4 回	平成 1 6 年 1 0 月 2 0 日	・個人情報保護条例の見直しについて（「国及び地方公共団体の協力」「外部委託に伴う措置及びその事務を処理する受託者等の責務規定の充実」「死者に関する個人情報の開示請求の取扱い」）
第 5 回	平成 1 6 年 1 1 月 1 7 日	・個人情報保護条例の見直しについて（「答申の検討」）

3 審議会答申

越 情 審 議 第 8 号

平成16年11月17日

越谷市長 板 川 文 夫 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 進 藤 秀 子

越谷市個人情報保護条例の見直しについて（答申）

平成16年6月15日付け越情第11号で諮問のあった標記の件について、
当審議会の意見は、別紙のとおりである。

「越谷市個人情報保護条例の見直しについて」
(答申)

平 成 1 6 年 1 1 月 1 7 日
越谷市情報公開・個人情報保護審議会

目 次

- はじめに
- 1. 罰則について
- 2. 越谷市土地開発公社、財団法人越谷コミュニティセンター及び財団法人越谷市施設管理公社を実施機関に加えることについて
- 3. 区域内の事業者等への支援について
- 4. 苦情の処理のあっせん等について
- 5. 国及び地方公共団体の協力について
- 6. 外部委託に伴う措置及びその事務を処理する受託者等の責務規定の充実について
- 7. その他、死者に関する個人情報の開示請求の取扱いについて

● はじめに

越谷市では、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資することを目的として、平成13年4月1日から、越谷市個人情報保護条例を施行し、以来、個人参加の保障と併せ保有する個人情報の適正な取扱いの確保に取り組んできた。今日まで条例の目的に向け個人情報の適正な取扱いが確保されているのは、市長を筆頭に職員一人一人が、個人情報の重要性を認識しルールに沿った努力を積み重ねてきたからであり、まずはそのことを評価したい。

次に、個人情報保護法等の成立による本審議会への諮問に伴い、市が取り組むべき条例見直しの方向性は、次ページ以降に取りまとめさせていただいたが、何より肝要なのは、個人情報保護条例の条文よりも、実質的に個人情報を取り扱うための具体的な方策、運用についてであり、加えてそこに携わる職員の認識、組織の姿勢であると考える。

また、個人情報保護法等の成立の背景には、高度情報通信ネットワーク社会（ＩＴ社会）の進展に伴う個人情報の利用拡大が鑑みられてのことだが、住民にとって最も身近な基礎的自治体であり、その性格上、大量の個人情報を保有する市においても事情は全く同じであり、市の業務においても、ＩＴ社会に対応するため情報化推進計画において電算化が図られているところである。電子自治体への取り組みもある。

このようなＩＴ社会が進展し利便性を社会が享受する一方で、個人情報の漏えい等に対する危険性や社会的不安、国や地方公共団体に対する保護施策の要請が高まっており、国や地方公共団体の責任ある早急な対応が求められている。

こうした状況を踏まえ、市においては職員とともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資することを目的として、ＩＴ社会に対応した個人情報保護施策の充実に向けた条例の改正に速やかに着手するとともに、今後も引き続き、認識を一つにして個人情報の適正な取扱いの確保に取り組んでいただくことを期待するものである。

1. 罰則について

個人情報保護の重要性や行政機関個人情報保護法に罰則が設けられた経緯・背景のほか、漏えい等に対する個人情報保護の社会的要請等を勘案すると、越谷市においても、地方公務員法の守秘義務違反等に係る罰則に加え、個人情報の漏えい等に特化した罰則を個人情報保護条例の中に設けることが必要である。

なお、罰則の設定にあたっては、前段に義務（禁止）規定を置いてこれを明確化した上で義務規定とは別に後段で罰則を規定する形式と、違反行為の別ごとに罰則を併記して規定する形式とがある。いずれの形式を市が選択するにしても、市民にとって、罰則の内容が分かりやすいことが何よりも肝要であることから、特にこの点については熟察して作成に臨まれない。

次に、罰則の対象者についてであるが、単に故意犯を対象とするのみでなく、違反行為の種別によっては、重過失、過失と過失度合いを区別し重過失者までを対象者とすることや、市が保有する個人情報を不正な手段等を用いて取得した第三者に対しては、市外に住所を有する第三者についても罰則の対象者として含めることが、漏えい等に一定の歯止めをかける上で重要と判断される。また、行政機関個人情報保護法に列挙された者のほか、審査会委員及び本審議会委員についても対象者に加えるのが適当である。

なお、特に、第三者に対する罰則の設定にあたっては、第三者が不当な扱いを受けることがないように十分な配慮が必要であるとともに、量刑についても、罰則目的の本来の対象者である職員及び受託者等に対するものとの差を考慮すべきである。

2. 越谷市土地開発公社、財団法人越谷コミュニティセンター及び財団法人越谷市施設管理公社を実施機関に加えることについて

個人情報保護法では、地方公共団体が設立する地方独立行政法人に対する措置が第11条第2項に規定されている。

この規定の設置趣旨は、地方独立行政法人が、通常、地方公共団体の機関であったものをアウトソーシングして設立されること、また、中には、役員・職員が公務員としての身分を有する地方独立行政法人があることから、実質的に、当該法人が、地方公共団体の機関の一部としてみなし得るためである。

越谷市においては、現時点で地方独立行政法人の設立予定はないが、立法化された地方独立行政法人と同様に、市が設立時に100%出資し事務を委託している越谷市土地開発公社、財団法人越谷コミュニティセンター及び財団法人越谷市施設管理公社の3団体について、法解釈上問題がないのであれば、個人情報保護条例の実施機関に加えるべきである。

なお、土地開発公社を実施機関に加えることについては禁じていない旨の国の解釈が既にあるが、財団法人越谷コミュニティセンター及び財団法人越谷市施設管理公社が属する民法法人については、これまで条例制定権の範囲の点で疑義があると解されてきたため、条例の適用対象となる実施機関には全国の地方公共団体で含まれてこなかった経緯がある。

しかしながら、この項の冒頭で触れた地方独立行政法人に対する措置の責務や独立行政法人等個人情報保護法が制定された趣旨を踏まえるとともに、情報公開に対する市民の要請に応える意味からも、これら3団体を、個人情報保護条例の実施機関に限らず情報公開条例においても加えるメリットは市にとって大きいと思われる。

ぜひとも、前向きに取り組んでいただきたい。

なお、これら3団体では、現行条例第35条の規定による措置として個人情報保護規程を作成し、これに基づき個人情報保護の運用を図っているが、3団体とも、実施機関に義務づけられた個人情報の保護施策に比して不足している部分が見受けられるため、実施機関に加えられない場合は、早急に実施機関の義務規定並みに保護規程の強化を要請する必要がある。

３．区域内の事業者等への支援について

I T 社会では、従来では考えられなかった大量の個人情報が高度に処理され、しかもネットワークを通じ遠隔地との通信も瞬時に可能であることから、いったん個人情報が不適切な形で取り扱われると、その本人にとって取り返しのつかない深刻な被害を与えることになりかねない。

また、こうした不安を助長するがごとく、毎日のように個人情報の漏えい等が報道されている現状を鑑みると、今後、個人情報の取扱いをめぐる事業者と住民とのトラブルは、I T 社会が進展し利便性を社会が享受する一方で、大変残念ではあるが、ますます増加の一途をたどるであろう。

よって、事業者や市民に対する支援についてのポイントは、月並みではあるが、これまで以上に積極的に広報活動に取り組むことにより徹底して周知を図ることが肝要であり、こうした努力を組織として続けることがトラブルを未然に防止し、市民に不安を生じさせないための一助になると考える。

そして、市としての姿勢を内部に示すためにも、条例に支援規定を盛り込むことが適当と考えるが、条文には支援策を細かく列挙するのではなく、概括的なもので目的は十分に達せられると思われる。

なお、支援策の内容については、関係法制度の周知、事業者向けの指針の作成・公表、消費生活センター等の苦情の申出先に関する情報提供等が考えられる。

次に、支援に係る部局間の相互連携体制の確保であるが、これについては、本来、市が主体的に考えるべきことであるが、あえて申し添えるなら、いわゆる「たらい回し」が起らないよう職員にこの規定を設ける趣旨を十分に理解させて施策の実行にあたらさせることが肝要であり、また、その施策や対応等について、後刻、組織として結果を検証する仕組みを設けることが実効性を確保する上で不可欠である。

4．苦情の処理のあっせん等について

個人情報保護法は、苦情の処理のあっせん等について、苦情処理による国民の権利利益の保護の実効を期すため、事業者が自身の取組みにより苦情を解決することを基本としつつ、国、地方公共団体のほか、認定個人情報保護団体等が苦情の処理に関わる複層的な仕組みをとっており、この仕組みが円滑に機能するためには、これらの関係機関がそれぞれの役割分担に応じて適切に取り組むとともに、緊密な連携を確保することが必要である。

よって、越谷市においても、期待される役割の一翼を積極的に担うことにより、市レベルから延いては国レベルへの一体的な苦情処理の仕組みが法の趣旨に沿って機能的に確保されることから、市としての姿勢を示すため、条例にこの苦情処理に係るあっせん規定を盛り込むべきである。

なお、条文としては、このあっせん措置が、事業者の義務とならないよう、かつ、実効あらしむものとするため、「長は、苦情の処理について必要があると認めるときは、助言や指導のほか、説明・資料の提出その他必要な措置を事業者に求めることができる。」程度の表現に留めることが適当と思われる。

また、市の苦情処理に係る窓口は、市民生活課に属する施設である消費生活センターになると考えられるが、基本方針にあるとおり、これを軸に各事業・事業者の振興・支援を担う部局等の関係部局が当該センターと連携してあっせん措置を行うことが、相談者の利便性の観点から必要であるが、前項で申し添えたように、この仕組みを実効あるものとして機能させるためには、職員にこの規定の趣旨を理解させる必要がある。

5．国及び地方公共団体の協力について

個人情報保護法第14条の規定は、個人情報の取扱いをめぐる問題が発生するのは全国の各地域においてであり、IT社会では、ある地域で発生した問題が直ちに全国的な問題となることが想定されること、また、個人情報の適正な取扱いを確保するための施策の対象となる事業者・国民は全国各地に所在している。そのような施策を推進するにあたっては、国と地方公共団体との連携・協力が不可欠であることから設けられた趣旨であり、同法第51条及び同法施行令第11条の規定は、主務大臣よりも地方公共団体の方が事業者の活動内容を熟知している場合があることから、このような場合に地方公共団体の長がこの法律上の主務大臣の権限（事業者の義務の履行を担保するための報告徴収、助言、勧告、命令）を行使することを可能とするため設けられたものである。

よって、個人情報地方公共団体の区域を超えて流通するという性質を鑑みると、事業者や住民に対する地方公共団体の施策と国の施策との整合性を確保するとともに、連携し一体となって問題の解決にあたるのは当然のこととして、双方が責任を共有して取り組むことが肝要であり、また、そのような連携体制の構築が実現できるよう市は単に国や他の地方公共団体に措置を要請するのみに留まらず、必要であれば踏み込んで国等に対して積極的に働きかけを行う姿勢をもって臨むことが必要である。

なお、個人情報保護法第14条中にある「相協力する」という文言は、国及び地方公共団体が連携・協力関係を維持すべきことを担保するという一般的な意味にすぎないことから、条例を作成する際には、上記に述べた方向性の実現に即した表現を検討していただきたい。

6. 外部委託に伴う措置及びその事務を処理する受託者等の責務規定の充実について

現行の個人情報保護条例では、個人情報取扱事務の外部委託に関し、実施機関の措置義務が第11条に、また、受託者等が講じなければならない責務が第12条に規定されているほか、これらの規定と併せて、越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針及び個人情報取扱特記事項を付加することにより個人情報の保護について必要な措置、運用が図られている。

市においては、こうした取組みによりこれまで外部委託をした個人情報について適正な管理が行われている。しかしながら、先般、市が委託している事業者から越谷市ではないが他市の個人情報が漏えいし、あるいは不適切な取扱いを受けたという事件が発覚、報道され、市においてもこの事態を重くみて、速やかに受託者に対する報告、聴取を行い、委託した個人情報の受託者の管理について検査を実施したと聞いている。

「罰則」の事項で、受託者についても罰則の対象に含める方向性を述べたが、上記事件では受託者に対し既に罰則を条例に規定している市の個人情報が受託者から漏えい等をしたことを踏まえると、外部委託については、罰則と併せて有効かつ細やかな保護施策を講じなければならない。

それには、実施機関に受託者に対する監督やコントロールを義務づけることや、受託者において漏えい等が起こりにくくする環境づくりを委託指針及び特記事項にどのように盛り込むかがポイントになる。

よって、漏えい等の防止に対し実効性を担保するためには、市の姿勢として、受託者の義務に係る監督のほか、報告や立ち入り検査等その他実施機関が必要と考える措置を受託者に対し不定期的に実施できる旨の規定を条例に盛り込むことが必要である。

また、委託指針及び特記事項に関してであるが、再委託の原則禁止が謳われているにもかかわらず、委託者の承諾により再委託が認められる運用はこの規定の趣旨に則しているとはいえないことから、やむなく例外を認める場合にあっては明確な判断基準を設けその基準に則って統一した運用を行うべきである。

加えて、再委託を認める際の条件として、受託者と再委託先の受託者との間の契約において、更なる委託形態（孫請け）はいかなる理由があろうと認めないとする条項や受託者が講じなければならない保護措置と同様の措置を設けた上で、受託者に再委託先の監督を義務づけ実施機関がその報告を受けするなど、承認及び承認後の措置まで、再委託については特に細心の注意を払

う必要がある。

なお、再々委託については、委託した個人情報に実施機関が関与することが事実上不可能なため、言うまでもなく禁止とすべきである。

その他、細かいことではあるが盛り込むべき措置として、受託者選定の際の公的機関認証取得事業者の優先措置、受託に関わる従業者名簿の提出義務、受託者に義務づけられた措置及び罰則の従業者への周知義務、実施機関又は受託者自身による個人情報の搬送義務、電子計算組織に接続した端末を利用した個人情報の処理の禁止等が考えられる。

いずれにしても、本項の外部委託に関する措置については、市が公共サービスを行う上で市民等から預かった個人情報を、契約により保護措置を講じているとはいえ、外部に手放すわけであるから、細部にわたって慎重に検討を進めていただきたい。

7. その他、死者に関する個人情報の開示請求の取扱いについて

これまで市における個人情報の開示請求については、自己情報コントロール権に基づき、生存する個人の本人情報のみを開示の対象として運用が図られてきた。

この考え方は、後発の行政機関個人情報保護法においても基本的に同じである。

ただし、自治体によっては、裁判判例等を踏まえ、死者の個人情報が自己の個人情報と密接不可分な場合などは一括して開示請求の対象になる、として死者の個人情報を限定的に本人情報（遺族情報）に含め、開示請求の対象として運用しているところもある。

また、行政機関個人情報保護法の場合の死者に関する個人情報の取扱いについても、死者に関する情報が死者の遺族の個人情報となる場合には、当該遺族が自己の個人情報として開示請求等を行うことができるとして、その事例が逐条解説により列挙されている。

市においても、今後は上記事例に該当するような遺族からの開示請求等が想定されることから、行政機関個人情報保護法の死者に関する個人情報の取扱いと同様の考え方で、開示請求権等を認める方向で検討すべきである。

ただし、利用目的や対象者の範囲を十分に勘案し限定的な運用とすべきである。

越谷市情報公開条例

〔平成11年3月31日〕
〔条例第10号〕

改正 平成12年9月29日条例第37号 平成17年3月31日条例第1号

前 文

越谷市は、開かれた市政の実現を図るべく、情報を積極的に提供する努力を重ねてきたところである。また、地方分権が進展する中においては、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政の公正の確保と透明性の向上や市民参加の拡充がより一層求められており、情報公開の重要性がますます高まっている。

情報公開制度は、地方自治の本旨に基づいて、市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与するものでなければならない。

このような考え方に立って、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
- (2) 議会
- (3) 越谷市土地開発公社、財団法人越谷コミュニティセンター及び財団法人越谷市施設管理公社

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
- (2) 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（この条例の解釈及び運用）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求するものの権利を尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続き)

第6条 公文書の公開を請求するものは、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を当該請求に係る公文書を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)

(2) 公開を請求しようとする公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項

(3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定による請求(以下「公開請求」という。)があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの

(2) 法人その他の団体(実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報

(3) 実施機関と国等(国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。)との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

- (4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報
- (5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの
 - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報
- (7) 法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報

(部分公開等)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条第1号から第6号までに規定する非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているかを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき、公開請求に係る公文書を保有していないとき及びその他の理由により公文書の全部を公開しないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項又は第2項の決定(以下「公開決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ア又はイに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第17条及び第18条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第11条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 公開決定に基づき公文書の公開を受けた者は、最初に公開を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に公開を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(費用負担)

第16条 この条例の規定に基づく公文書の公開については、別表に定める手数料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものが公開請求をするときは、手数料を徴収しない。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの

2 前項本文の手数料は、公文書の公開の際、これを徴収する。

3 公文書の写しの交付を受ける場合の当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

(審査会への諮問)

第17条 公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合

(2) 決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとする場合。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き)

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

(公文書の管理)

第20条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(公文書の検索目録等の作成)

第21条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録等を作成し、一般の利用に供するものとする。

(審議会への意見聴取)

第22条 実施機関は、この条例による情報公開制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、越谷市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かななければならない。

(実施状況の公表)

第23条 市長は、毎年度、実施機関の公文書の公開決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(情報公開の総合的な推進)

第24条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書の公開決定を行うほか、情報提供施策の拡充を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第25条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第26条 法令又は他の条例（越谷市個人情報保護条例（平成12年条例第40号）を除く。）の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、この条例は、適用しない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成11年4月1日（以下「適用日」という。）以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 適用日前に作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号に掲げる実施機関（以下「越谷市土地開発公社等」という。）に関しては、この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成12年4月1日（以下「特例適用日」という。）以後に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書

(2) 特例適用日前に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

4 越谷市土地開発公社等は、特例適用日が属する会計年度前に作成し、又は取得した公文書の目録等について、越谷市情報公開条例の一部を改正する条例（平成17年条例第1号）の施行の日から起算して5年以内に作成するよう努めるものとする。

附 則（平成12年条例第37号）

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前になされた不服申立てで、この条例の施行の日以後に決定が行われるものについて、この条例による改正前の越谷市情報公開条例第17条の規定により既に越谷市情報公開審査会に対して行った諮問については、この条例による改正後の越谷市情報公開条例第17条の規定により越谷市情報公開・個人情報保護審査会に対して行った諮問とみなす。

附 則（平成17年条例第1号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

別表（第 16 条関係）

公開の区分	手数料
閲覧	1 件名につき 200 円
視聴	1 件名につき 200 円
写しの交付	1 件名につき 200 円

備考

- 1 1 件名とは、閲覧又は写しの交付においては決裁、供覧等の手続きを一にするものをいい、視聴においてはフィルム、磁気テープ等の規格、本数等にかかわらず、1 事案をいう。
- 2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧又は視聴に係る公文書の写しを交付する場合においては、当該閲覧、視聴及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。

越谷市個人情報保護条例

〔平成12年9月29日〕
〔条例第40号〕

改正 平成17年3月31日条例第2号

（目的）

第1条 この条例は、市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 次に掲げる機関をいう。

ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

イ 議会

ウ 越谷市土地開発公社、財団法人越谷コミュニティセンター及び財団法人越谷市施設管理公社

(2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものをいう。

(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）第2条第2項に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。

(4) 事業者 法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

(5) 本人 個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により識別され得る当該個人をいう。

(6) 電子計算組織 電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等をするときは、個人の権利利益を害することのないように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなけ

ればならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

（収集の原則及び制限）

第6条 実施機関は、個人情報の収集をするときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(2) 実施機関が越谷市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 争訟、選考、指導、相談等の事務又は事業を遂行するために個人情報を収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。

(5) 所在不明、心身喪失その他の理由により本人から収集することができないとき。

(6) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(7) 国若しくは他の地方公共団体又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

4 実施機関は、前項第6号から第8号までの規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

（個人情報取扱事務の届出）

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務の目的
 - (3) 個人情報の記録の対象者の範囲
 - (4) 個人情報の記録の項目
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後、速やかに、市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。
- 5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出を受けたときは、その内容を市民の閲覧に供さなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外の者への保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 目的外利用をする場合又は国若しくは他の地方公共団体へ外部提供をする場合において、当該保有個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報の目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (1) 目的外利用等をした個人情報取扱事務の名称
 - (2) 目的外利用等をした理由
 - (3) 目的外利用等をした個人情報の記録の項目
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 3 実施機関は、第1項第4号から第6号までの規定により個人情報の目的外利用等をしたときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

（電子計算組織の結合の制限）

- 第9条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

（適正な維持管理）

- 第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 保有個人情報は、正確かつ最新なものとすること。
 - (2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止すること。
 - (3) 保有する必要のなくなった個人情報（歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。）は、速やかに、廃棄し、又は消去すること。
- 2 実施機関は、前項に規定する事務を処理させるため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

（委託に伴う措置等）

- 第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託するときは、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講ずるとともに、当該委託契約を締結した者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。以下「受託者」という。）に、必要かつ適切な監督をしなければならない。

- 2 市長は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託した場合において、個人情報不適正に取り扱われるおそれがあると認めるときは、受託者に必要な報告を求め、又は実施機関の職員に当該受託者の事務所、事業所その他当該委託を受けた業務（以下「受託業務」という。）を行う場所に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする実施機関の職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（受託者等の責務）

- 第12条 受託者は、受託業務の範囲内で、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（保有個人情報の開示の請求）

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で満15歳以上のものである場合には、本人の同意を得るものとする。

（開示請求の手続き）

第14条 開示請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
 - 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、試験、相談、指導その他これらに類する事項に関する情報であって、開示しないことが正当であると認められるもの
- (3) 実施機関と国等（国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。）との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
- (4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

- (5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの
 - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報
- (7) 法令等の規定により開示することができないとされている情報
(部分開示等)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、期間の経過により不開示情報に該当しなくなったときは、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に第15条第1号から第6号までに規定する不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなけ

ればならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報がある期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の全部を開示しないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報がある期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第20条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第21条 開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするときは、第19条第1項又は第2項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第28条及

び第29条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 保有個人情報の開示は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第19条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 第14条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(訂正、削除、目的外利用等の中止の請求)

第23条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報について、事実には誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求をすることができる。

2 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報が第6条の規定による収集の制限を超えて収集されていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の削除の請求をすることができる。

3 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報が第8条第1項の規定によらないで目的外利用等をしていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

4 実施機関は、訂正、削除又は目的外利用等の中止(以下「訂正等」という。)の請求に係る保有個人情報について、訂正等の権限がないときその他訂正等をしないことについて相当な理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正等をしないことができる。

5 第13条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求の手続き)

第24条 訂正等の請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正等の請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正等を求める内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。
(訂正等の請求に対する決定等)
- 第25条 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、訂正等をした上で、訂正等の請求をした者(以下「訂正等請求者」という。)に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の一部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、一部の訂正等をした上で、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正等をしないとき(訂正等の請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の訂正等をしないときを含む。)は、訂正等をしない旨の決定をし、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
(訂正決定等の期限)
- 第26条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正等の請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第24条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 第20条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。
(費用負担)
- 第27条 この条例の規定に基づく保有個人情報の開示、訂正等に係る手数料は、無料とする。
- 2 保有個人情報の写しの交付を受ける場合の当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。
(審査会への諮問)
- 第28条 開示決定等又は訂正決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。
 - (1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合
 - (2) 決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第30条において同じ。)又は訂正決定等(訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示又は訂正等をする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

(諮問をした旨の通知)

第29条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き)

第30条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(実施機関に対する苦情の処理)

第31条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申し出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

(事業者に対する苦情の処理)

第32条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する処理を行う場合に必要があると認めるときは、事業者に対し、説明、資料の提出その他必要な措置を当該事業者に求めることができる。

(区域内の事業者等への支援)

第33条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市の区域内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(審議会への意見聴取)

第34条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、審議会の意見を聴かななければならない。

(実施状況の公表)

第35条 市長は、毎年度、実施機関における個人情報の取扱い及び保有個人情報の開示決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第36条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第37条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第38条 他の法令等（越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）を除く。）の規定により個人情報の開示、訂正等の請求ができる場合については、この条例は、適用しない。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第40条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第41条 前条に規定する者が、その職務又は業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第42条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第43条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

3 この条例の施行の際現に実施機関において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

4 第2項の規定にかかわらず、越谷市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年条例第2号。以下「改正条例」という。）の施行の

際現に第2条第1号ウに掲げる実施機関（以下「越谷市土地開発公社等」という。）において行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

- 5 第3項の規定にかかわらず、改正条例の施行の際現に越谷市土地開発公社等において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

（越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止）

- 6 越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和55年条例第33号）は、廃止する。

附 則（平成17年条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

（越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

- 2 越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成11年条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

- 3 越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成12年条例第41号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

平成16年度 情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況

発行 越谷市
〒343-8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
TEL 048-963-9136（直通）
編集 越谷市総務部情報公開室

平成17年9月